

瀬戸内町選挙管理委員会告示第 14号

有効署名の総数について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条の2第2項の規定により、令和3年3月31日から同年4月6日までの7日間、瀬戸内町条例改廃請求者署名簿を関係の縦覧に供したところ異議の申出がなかったので、当該期間の経過により署名の効力が確定した結果、有効署名の総数は次のとおりとなりました。

令和3年4月7日

瀬戸内町選挙管理委員会委員長 加納良



有効署名の総数 251人